



金沢市公報

第2618号の3

平成21年(2009年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

| 目次 | ページ |
|---|-----|
| 告 示 | |
| 包括外部監査契約の締結について(行政経営課) | 1 |
| 平成21年度の固定資産の価格等を固定資産課 税台帳に登録したことについて (資産税課) | 2 |
| 地縁による団体の認可について (市民参画課) | 2 |
| 地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (") | 3 |
| 平成21年度の国民健康保険料の料率等につ いて (医療保険課) | 3 |
| 都市計画の決定について (都市計画課) | 4 |
| 都市計画の変更について (") | 4 |
| 平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課) | 7 |
| 市道の路線の認定について (道路管理課) | 7 |
| 市道の路線の廃止について (") | 9 |
| 市道の路線の変更について (") | 9 |
| 市道の区域の決定について (") | 9 |
| 市道の区域の変更について (") | 10 |
| 道路の供用の開始について (") | 11 |
| 専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供す る道路の指定について (") | 12 |
| 専ら歩行者の一般交通の用に供する道路の指 定について (") | 13 |
| 公 告 | |
| 金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課) | 13 |
| 定額給付金の給付等の申請に係る受付を開始 | |

| | |
|---|----|
| する日について (市民参画課) | 13 |
| 予防接種を行うことについて (健康総務課) | 13 |
| 浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課) | 14 |
| 土地区画整理事業の終了の認可について (3 件) (市街地再生課) | 14 |
| 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) | 16 |
| 金沢市農用地利用集積計画を定めたことにつ いて (農業委員会事務局) | 16 |
| 教育委員会告示 | |
| 平成15年教育委員会告示第3号(金沢市伝統 的建造物群保存地区保存条約の規定に基づく 伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画 を定めたことについて)の一部改正について (歴史建造物整備課) | 17 |
| 公営企業告示 | |
| 公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建設課) | 17 |
| 公営企業公告 | |
| 指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) | 18 |
| 下水道排水設備工事事業者の指定について (") | 18 |
| 平成21年度の下水道事業受益者負担金の賦課 対象区域について (建設課) | 19 |

告 示

●金沢市告示第88号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結したので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 契約の期間の始期
平成21年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額

3 契約を締結した者の氏名及び住所

早川 晃治

金沢市大浦町ル57番地3

4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払。ただし、必要に応じ、概算払をすることができる。

●金沢市告示第89号

地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第1項の規定により、平成21年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

●金沢市告示第90号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 名称

千木町会

2 規約に定める目的

本会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

3 区域

| 町の名称 | 字 | 地 番 |
|------|---------------------|------------------------------|
| 千木町 | イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヌ・ル・ヲ・ワ・カ | 全地番 |
| | リ | 42、52～55、59～60、64～66、100～108 |
| | へ | 2～5、10～13、18～25、29～78 |
| | ト | 1～5、46～57、67～71 |

4 主たる事務所

金沢市千木町ル85番地1

5 代表者の氏名及び住所

西田 稔

金沢市千木町ル81番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

(1) 地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定による解散

(2) 総会員の4分の3以上の同意による総会の議決

9 認可年月日

平成21年4月1日

●金沢市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 区 分 | 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更年月日 |
|-------|----------------|-----------------------|----------------------|-----------|
| 銚子町町会 | 代表者の氏名 及び住所 | 中島 義雄 金沢市銚子町ト246番地 | 水野 勝栄 金沢市銚子町イ66番地 | 平成21年4月1日 |
| 打尾町会 | 主たる事務所の所在地 | 金沢市打尾町甲37番地 | 金沢市打尾町ヲ75番地 | 平成21年4月1日 |
| | 代表者の氏名 及び住所 | 細野 直彦 金沢市打尾町甲37番地 | 西田 庄作 金沢市打尾町ヲ75番地 | 平成21年4月1日 |

●金沢市告示第92号

平成21年度の金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額並びに条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の240（1月当たり100分の20）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円（1月当たり2,000円）
- (3) 世帯別平等割

特定世帯以外の世帯 1世帯につき年24,000円（1月当たり2,000円）

特定世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円（1月当たり1,400円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年16,800円（1月当たり1,400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年8,400円（1月当たり700円）
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - 特定世帯 1世帯につき年6,000円（1月当たり500円）
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円（1月当たり400円）
 - イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,800円（1月当たり400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年2,400円（1月当たり200円）

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の60（1月当たり100分の5）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年6,960円（1月当たり580円）
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年6,720円（1月当たり560円）
 - 特定世帯 1世帯につき年3,360円（1月当たり280円）

- 4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年4,872円(1月当たり406円)
- イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年4,704円(1月当たり392円)
- 特定世帯 1世帯につき年2,352円(1月当たり196円)
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年3,480円(1月当たり290円)
- イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年3,360円(1月当たり280円)
- 特定世帯 1世帯につき年1,680円(1月当たり140円)
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年1,392円(1月当たり116円)
- イ 特定世帯以外の世帯 1世帯につき年1,344円(1月当たり112円)
- 特定世帯 1世帯につき年672円(1月当たり56円)
- 5 介護納付金賦課額の保険料率
- (1) 所得割 市民税所得割額の年100分の60(1月当たり100分の5)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年8,280円(1月当たり690円)
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年4,320円(1月当たり360円)
- 6 介護納付金賦課額から減額する額
- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年5,796円(1月当たり483円)
- イ 1世帯につき年3,024円(1月当たり252円)
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年4,140円(1月当たり345円)
- イ 1世帯につき年2,160円(1月当たり180円)
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
- ア 被保険者1人につき年1,656円(1月当たり138円)
- イ 1世帯につき年864円(1月当たり72円)

●金沢市告示第93号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を決定した土地の区域 | 縦覧場所 | 備考 |
|----------------|----------------|-------------------------|----------------|
| 金沢都市計画 地区計画 | 金沢市千木町の一部 | 金 沢 市 都市整備局 都市計画課 | サンシャイン 千木地区 |

●金沢市告示第94号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 都市計画の種類 | 都市計画を変更した土地の区域 | 縦覧場所 | 備 考 |
|---------------------------------------|--|-------------------------|-----|
| 金沢都市計画 用途地域 | 金沢市粟崎町、粟崎町1丁目、石引2丁目、泉が丘1丁目、畝田中1丁目、畝田中2丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田東1丁目、扇町、大樋町、大河端町、笠舞本町2丁目、春日町、上荒屋4丁目、上安原南、菊川1丁目、菊川2丁目、小立野3丁目、材木町、幸町、寺中町、城南1丁目、城南2丁目、新保本1丁目、新保本2丁目、天神町2丁目、長田1丁目、長田本町、中橋町、野町1丁目、野町3丁目、松村町、三浦町、三口町、三ツ屋町、南新保町、本江町、元菊町、森戸2丁目、諸江町下丁、諸江町中丁、矢木1丁目、矢木2丁目、山の上町、弥生1丁目、八日市3丁目、八日市4丁目、八日市出町、横川1丁目、横山町、米泉町及び割出町の各一部 | 金 沢 市 都市整備局 都市計画課 | |
| 金沢都市計画 特別用途地区 (大規模集客 施設制限地区) | 金沢市長田1丁目、長田本町、中橋町、本江町、元菊町及び米泉町の各一部 | | |
| 金沢都市計画 高度地区 | 金沢市浅野本町2丁目、泉本町5丁目、泉本町6丁目、梅沢町、駅西本町4丁目、駅西本町5丁目、乙丸町、神田1丁目、神田2丁目、北町、北安江1丁目、北安江2丁目、古府1丁目、古府2丁目、古府3丁目、古府西1丁目、醒ヶ井町、神宮寺2丁目、神宮寺3丁目、新保本3丁目、新保本4丁目、進和町、問屋町1丁目、問屋町2丁目、問屋町3丁目、東力2丁目、長田1丁目、長田2丁目、長田本町、長田町、中橋町、野町5丁目、藤江南1丁目、藤江南2丁目、二口町、間明町、増泉2丁目、増泉3丁目、増泉4丁目、増泉5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目、南広岡町、向中町、元菊町、森戸1丁目、若宮1丁目及び若宮2丁目の全部並びに浅野本町、浅野本町1丁目、荒屋1丁目、有松1丁目、有松2丁目、粟崎町2丁目、粟崎町3丁目、石引1丁目、石引2丁目、石引3丁目、石引4丁目、泉1丁目、泉2丁目、泉3丁目、泉が丘1丁目、泉が丘2丁目、泉野町4丁目、泉野町6丁目、泉本町1丁目、泉本町3丁目、泉本町4丁目、泉本町7丁目、出雲町、磯部町、糸田2丁目、糸田新町、今町、入江1丁目、入江2丁目、入江3丁目、畝田中1丁目、畝田西1丁目、畝田西2丁目、畝田西3丁目、畝田町、梅田町、駅西新町2丁目、駅西新町3丁目、駅西本町1丁目、駅西本町2丁目、駅西本町3丁目、駅西本町6丁目、円光寺2丁目、円光寺3丁目、大友町、大野町4丁目、大場町、大樋町、沖町、大河端町、押野1丁目、押野2丁目、尾張町2丁目、笠市町、笠舞3丁目、春日町、片町2丁目、桂町、金市町、金石北1丁目、金石北3丁目、金石西1丁目、金石西3丁目、金石東1丁目、金石東3丁目、金石本町、上荒屋5丁目、神野1丁目、神野町、神谷内町、観音堂町、観法寺町、菊川1丁目、菊川2丁目、木倉町、北安江3丁目、北安江4丁目、北安江町、京町、鞍月東1丁目、黒田1丁目、黒田 | | |

| | | | |
|------------|--|--|--------------------------------------|
| | <p>2丁目、黒田町、香林坊2丁目、小金町、御供田町、小坂町、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野4丁目、此花町、小橋町、古府町、西念1丁目、西念2丁目、西念4丁目、西念町、桜田町、桜田町1丁目、桜田町2丁目、桜田町3丁目、三社町、寺中町、示野中町、示野中町1丁目、示野中町2丁目、示野町、十一屋町、昌永町、昭和町、白菊町、新神田2丁目、新神田3丁目、新神田4丁目、新神田5丁目、神宮寺1丁目、神宮寺町、新保本5丁目、折違町、西都1丁目、西都2丁目、千木1丁目、千木町、千日町、大和町、高岡町、高島1丁目、高島2丁目、高島3丁目、高柳町、玉川町、玉鉾1丁目、玉鉾2丁目、玉鉾4丁目、近岡町、中央通町、塚崎町、東力町、戸水1丁目、直江町、長土堀1丁目、長土堀2丁目、長土堀3丁目、長町1丁目、長町2丁目、長町3丁目、中村町、七ツ屋町、鳴和1丁目、鳴和2丁目、鳴和台、鳴和町、西泉1丁目、西泉2丁目、西泉3丁目、西泉4丁目、西泉5丁目、西泉6丁目、西金沢1丁目、西金沢2丁目、西金沢新町、西堀川町、二宮町、額新保1丁目、額新保2丁目、野町1丁目、野町2丁目、野町3丁目、野町4丁目、八田町、東山3丁目、疋田1丁目、疋田2丁目、疋田3丁目、疋田町、彦三町1丁目、彦三町2丁目、久安6丁目、瓢箪町、日吉町、広岡1丁目、広岡2丁目、広岡3丁目、広岡町、福久東1丁目、福久町、藤江北1丁目、藤江北2丁目、藤江北3丁目、藤江南3丁目、普正寺町、二ツ寺町、二ツ屋町、平和町2丁目、平和町3丁目、法光寺町、芳齋1丁目、芳齋2丁目、保古1丁目、保古3丁目、堀川町、本多町1丁目、本町1丁目、本町2丁目、間明町1丁目、間明町2丁目、増泉1丁目、松島町、松村1丁目、松村2丁目、松村5丁目、松村6丁目、松村7丁目、松村町、大豆田本町、三池町、御影町、三口町、湊1丁目、湊2丁目、南新保町、南森本町、南安江町、弥勒町、武蔵町、無量寺町、本江町、元町2丁目、百坂町、森戸2丁目、森山1丁目、森山2丁目、諸江町、矢木3丁目、薬師堂町、安江町、柳橋町、山科1丁目、山科2丁目、山科3丁目、山の上町、弥生1丁目、弥生2丁目、横川3丁目、横川5丁目、横川6丁目、横川7丁目、吉原町、米泉町、若草町、若宮町及び割出町の各一部</p> | | |
| 金沢都市計画地区計画 | <p>金沢市もりの里2丁目、もりの里3丁目、鈴見台2丁目、鈴見町郡家山及び若松町南の全部並びにもりの里1丁目、田上町、上若松町、鈴見台1丁目、若松町3丁目、若松町京中及び若松町の各一部</p> | | <p>金 沢 市 若松・鈴見地区 地 区 計 画</p> |
| 金沢都市計画道路 | <p>金沢市米泉町の一部</p> | | <p>3.4.21号 西金沢駅通り線</p> |
| | <p>金沢市保古1丁目、西金沢新町、米泉町及び西金沢2丁目の各一部</p> | | <p>3.4.32号 松島西金沢線</p> |
| | <p>金沢市西金沢1丁目、西金沢2丁目及び米泉町の各一部</p> | | <p>8.7.16号 西金沢駅前広場線</p> |

| | | | |
|---------------|-------------|--|---------------|
| 金沢都市計画 広 場 | 金沢市広岡1丁目の一部 | | 5号 広岡1丁目広場 |
|---------------|-------------|--|---------------|

●金沢市告示第95号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

第1項の表中

「

| | | | | | |
|-----|-----------|---------------|---------------|--|--|
| 415 | 小立野やわらぎ公園 | 金沢市小立野4丁目32番2 | 平成20年 4月1日 | | |
|-----|-----------|---------------|---------------|--|--|

を

」

「

| | | | | | |
|-----|-----------|---------------|---------------|--|--|
| 415 | 小立野やわらぎ公園 | 金沢市小立野4丁目32番2 | 平成20年 4月1日 | | |
| 416 | 潟津みずべ公園 | 金沢市かたつ24番地 | 平成21年 4月1日 | | |
| 417 | 潟津みずべ第二公園 | 金沢市かたつ25番地 | 平成21年 4月1日 | | |

に

」

改め、第7項の表中

「

| | | | | | |
|----|-------|-----------------------|---------------|--|--|
| 76 | 松村南緑地 | 金沢市松村第二土地区画整理 事業地内 | 平成19年 8月1日 | | |
|----|-------|-----------------------|---------------|--|--|

を

」

「

| | | | | | |
|----|----------|-----------------------|---------------|--|--|
| 76 | 松村南緑地 | 金沢市松村第二土地区画整理 事業地内 | 平成19年 8月1日 | | |
| 77 | 大桑高架橋南緑地 | 金沢市大桑町37-2街区17番地 他 | 平成21年 4月1日 | | |

に

」

改め、第8項の表中

「

| | | | | | |
|---|-------|--------------------------|----------------|--|--|
| 6 | 福増町緑道 | 金沢市安原中央土地区画整理 事業地22街区 | 平成19年 3月31日 | | |
|---|-------|--------------------------|----------------|--|--|

を

」

「

| | | | | | |
|---|-------|--------------------------|----------------|--|--|
| 6 | 福増町緑道 | 金沢市安原中央土地区画整理 事業地22街区 | 平成19年 3月31日 | | |
| 7 | 大桑緑道 | 金沢市大桑町35街区1番先 他 | 平成21年 4月1日 | | |

に

」

改める。

●金沢市告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のように認定します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金 沢 市 長 山 出 保

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|----------------------|--|--------|
| 1166 | 武蔵町地下道線 | 武蔵町 300番 1先から 青草町 88番 先まで | |
| 1137 | 広岡1丁目線 19号 | 広岡1丁目 110番 先から 広岡1丁目 118番 先まで | |
| 1440 | 富樫2丁目線 7号 | 富樫2丁目 184番 4先から 富樫2丁目 184番 1先まで | |
| 1504 | 城南1丁目線 12号 | 城南1丁目 43番 2先から 城南1丁目 43番 6先まで | |
| 1606 | 泉野町1丁目線 14号 | 泉野町1丁目 188番 7先から 泉野町1丁目 295番 1先まで | |
| 3215 | 大徳15号 無量寺町線 71号 | 無量寺町ナ 66番 3先から 無量寺町ナ 66番 9先まで | |
| 3516 | 弓取16号 諸江町下丁線 37号 | 諸江町下丁 289番 6先から 諸江町下丁 289番 3先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 1号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 67街区 9番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 35街区 11番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 2号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 3号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 4号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 46街区 7番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 46街区 1番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 5号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 45街区 1-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 18番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 6号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 45街区 20-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 45街区 11番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 7号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 44街区 15番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 44街区 5番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 8号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 36街区 8-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 36街区 1-1番 先まで | |
| 3623 | 戸板23号 戸板北線 9号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 35街区 11番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 15番 先まで | |
| 3717 | 鞍月17号 近岡町線 46号 | 近岡町 35番 4先から 近岡町 40番 3先まで | |
| 3717 | 鞍月17号 近岡町線 47号 | 近岡町 36番 1先から 近岡町 39番 1先まで | |
| 3813 | 押野13号 新保本2丁目線 18号 | 新保本2丁目 501番 20先から 新保本2丁目 501番 24先まで | |
| 3813 | 押野13号 新保本2丁目線 19号 | 新保本2丁目 501番 25先から 新保本2丁目 501番 33先まで | |
| 4017 | 三馬17号 泉本町1丁目線 14号 | 泉本町1丁目 149番 16先から 泉本町1丁目 149番 9先まで | |

| | | | | |
|------|-------------|----------------|------|-----------|
| 4018 | 三馬 18号 | 泉本町 2丁目 | 61番 | 2先から |
| | 泉本町 2丁目線 7号 | 泉本町 2丁目 | 44番 | 2先まで |
| 4018 | 三馬 18号 | 泉本町 2丁目 | 28番 | 5先から |
| | 泉本町 2丁目線 8号 | 泉本町 2丁目 | 10番 | 2先まで |
| 4435 | 小坂 35号 | 法光寺町 | 63番 | 6先から |
| | 法光寺町線 18号 | 法光寺町 | 63番 | 2先まで |
| 4605 | 犀川 5号 | 辰巳町口 | 62番 | 2先から |
| | 辰巳町線 10号 | 辰巳町口 | 35番 | 6先まで |
| 4918 | 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 53街区 | 5番 先から |
| | 田上町線 37号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 53街区 | 4番 先まで |
| 4918 | 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 47街区 | 11-1番 先から |
| | 田上町線 38号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 47街区 | 9番 先まで |
| 4957 | 浅川 57号 | 田島町へ | 39番 | 1先から |
| | 田島町線 | 田島町イ | 97番 | 先まで |

●金沢市告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のように廃止します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 整理番号 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|-------------|--------|
| 4915 | 浅川 15号 | 若松町ツ 211番 | 2先から |
| | 若松町東線 12号 | 若松町ム 6番 | 先まで |

●金沢市告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、市道の路線を次のように変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 整理番号 | 新旧の別 | 路線名 | 起 点 及 び 終 点 | 重要な経過地 |
|------|-----------|-----------|--------------------------|--------|
| 2001 | 旧 | 4連区線 1号 | 青草町 32番 | 1先から |
| | | | 博労町 61番 | 3先まで |
| | 新 | | 下近江町 26番 | 1先から |
| 3609 | 旧 | 戸板 9号 | 博労町 61番 | 3先まで |
| | | | 桜田町サ 105番 | 1先から |
| | 桜田町ク 152番 | | 1先まで | |
| | 新 | | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 | 先から |
| | | 桜田町ク 152番 | 1先まで | |

●金沢市告示第99号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道の区域を次のように決定します。

なお、その区域を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|-----------------|-------------|-------|
| 一般市道 | 武蔵町地下道線 | 2.5 ~ 5.4 | 57 |
| 一般市道 | 広岡1丁目線19号 | 4.0 | 46 |
| 一般市道 | 富樫2丁目線7号 | 6.0 ~ 12.0 | 42 |
| 一般市道 | 城南1丁目線12号 | 6.0 | 73 |
| 一般市道 | 泉野町1丁目線14号 | 6.0 ~ 6.1 | 104 |
| 一般市道 | 4連区線1号 | 5.2 ~ 7.5 | 190 |
| 一般市道 | 大徳15号無量寺町線71号 | 6.0 ~ 12.0 | 75 |
| 一般市道 | 弓取16号諸江町下丁線37号 | 6.0 | 35 |
| 一般市道 | 戸板9号桜田町線7号 | 7.9 ~ 11.0 | 211 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線1号 | 14.0 | 715 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線2号 | 9.0 | 199 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線3号 | 9.0 | 43 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線4号 | 14.0 | 105 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線5号 | 6.0 | 102 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線6号 | 6.0 | 139 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線7号 | 6.0 | 136 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線8号 | 6.0 | 108 |
| 一般市道 | 戸板23号戸板北線9号 | 7.5 ~ 9.0 | 266 |
| 一般市道 | 鞍月17号近岡町線46号 | 6.0 ~ 6.5 | 133 |
| 一般市道 | 鞍月17号近岡町線47号 | 6.0 | 102 |
| 一般市道 | 押野13号新保本2丁目線18号 | 6.0 | 60 |
| 一般市道 | 押野13号新保本2丁目線19号 | 6.0 | 101 |
| 一般市道 | 三馬17号泉本町1丁目線14号 | 6.0 | 72 |
| 一般市道 | 三馬18号泉本町2丁目線7号 | 6.0 | 75 |
| 一般市道 | 三馬18号泉本町2丁目線8号 | 6.0 | 71 |
| 一般市道 | 小坂35号法光寺町線18号 | 6.0 | 45 |
| 一般市道 | 犀川5号辰巳町線10号 | 6.0 | 130 |
| 一般市道 | 浅川18号田上町線37号 | 6.0 | 33 |
| 一般市道 | 浅川18号田上町線38号 | 6.0 | 71 |
| 一般市道 | 浅川57号田島町線 | 10.8 ~ 27.3 | 261 |

●金沢市告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 道路の種類 | 路 線 名 | 区 間 | 新旧の別 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|-----------------|--------------------------------|------|-----------|-------|
| 一般市道 | 4連区線2号 | 青 草 町 88番 先から | 旧 | 7.0 ~ 7.8 | 72 |
| | | 青 草 町 88番 先まで | 新 | 7.0 | 72 |
| 一般市道 | 4連区線5号 | 青 草 町 88番 先から | 旧 | 5.6 ~ 6.2 | 97 |
| | | 青 草 町 88番 先まで | 新 | 6.0 | 97 |
| 一般市道 | 戸板15号 出雲町線1号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先から | 旧 | 6.0 ~ 6.1 | 230 |
| | | 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 16番 先まで | 新 | 7.6 ~ 9.0 | 230 |

| | | | | | | | | |
|------|---------|---------------------|----|-----|---|-----------|-----|-----|
| 一般市道 | 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 53街区 | 1番 | 先から | 旧 | 5.9 ~ 9.2 | 338 | |
| | | 田上第五土地区画整理事業地内 46街区 | 4番 | 先まで | | | | |
| | 田上町線 9号 | 田上第五土地区画整理事業地内 52街区 | 1番 | 先から | 新 | 6.0 ~ 9.0 | | 294 |
| | | 田上第五土地区画整理事業地内 46街区 | 7番 | 先まで | | | | |

●金沢市告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成21年4月1日から同月15日まで一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 路線名 | 区 間 | 供用開始日 |
|----------------------|--|-----------|
| 武蔵町地下道線 | 武蔵町 300番 1先から 草 町 88番 先まで | 平成21年4月1日 |
| 広岡1丁目線 19号 | 広岡 1丁目 110番 先から 広岡 1丁目 118番 先まで | 〃 |
| 富樫2丁目線 7号 | 富樫 2丁目 184番 4先から 富樫 2丁目 184番 1先まで | 〃 |
| 城南1丁目線 12号 | 城南 1丁目 43番 2先から 城南 1丁目 43番 6先まで | 〃 |
| 泉野町1丁目線 14号 | 泉野町 1丁目 188番 7先から 泉野町 1丁目 295番 1先まで | 〃 |
| 4連区線 1号 | 下近江町 26番 1先から 博労町 61番 3先まで | 〃 |
| 4連区線 2号 | 青草町 88番 先から 青草町 88番 先まで | 〃 |
| 4連区線 5号 | 青草町 88番 先から 青草町 88番 先まで | 〃 |
| 大徳無量寺町線 15号 71号 | 無量寺町 ナ 66番 3先から 無量寺町 ナ 66番 9先まで | 〃 |
| 弓取 16号 諸江町下丁線 37号 | 諸江町 下丁 289番 6先から 諸江町 下丁 289番 3先まで | 〃 |
| 戸板 9号 桜田町線 7号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 先から 桜田町 ク 152番 1先まで | 〃 |
| 戸板 15号 出雲町線 1号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 16番 先まで | 〃 |
| 戸板 23号 戸板北線 1号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 67街区 9番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 35街区 11番 先まで | 〃 |
| 戸板 23号 戸板北線 2号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 47-1街区 1番 先まで | 〃 |
| 戸板 23号 戸板北線 3号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 47-2街区 1-1番 先まで | 〃 |
| 戸板 23号 戸板北線 4号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 46街区 7番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 46街区 1番 先まで | 〃 |
| 戸板 23号 戸板北線 5号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 45街区 1-1番 先から 戸板第二土地区画整理事業地内 43街区 18番 先まで | 〃 |

| | | | | | |
|--------------|----------------|------|-------|-------|---|
| 戸板 23号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 45街区 | 20-1番 | 先から | " |
| 戸板北線 6号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 45街区 | 11番 | 先まで | " |
| 戸板 23号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 44街区 | 15番 | 先から | " |
| 戸板北線 7号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 44街区 | 5番 | 先まで | " |
| 戸板 23号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 36街区 | 8-1番 | 先から | " |
| 戸板北線 8号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 36街区 | 1-1番 | 先まで | " |
| 戸板 23号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 35街区 | 11番 | 先から | " |
| 戸板北線 9号 | 戸板第二土地区画整理事業地内 | 43街区 | 15番 | 先まで | " |
| 鞍月 17号 | 近岡町 | | 35番 | 4先から | " |
| 近岡町線 46号 | 近岡町 | | 40番 | 3先まで | " |
| 鞍月 17号 | 近岡町 | | 36番 | 1先から | " |
| 近岡町線 47号 | 近岡町 | | 39番 | 1先まで | " |
| 押野 13号 | 新保本 2丁目 | | 501番 | 20先から | " |
| 新保本 2丁目線 18号 | 新保本 2丁目 | | 501番 | 24先まで | " |
| 押野 13号 | 新保本 2丁目 | | 501番 | 25先から | " |
| 新保本 2丁目線 19号 | 新保本 2丁目 | | 501番 | 33先まで | " |
| 三馬 17号 | 泉本町 1丁目 | | 149番 | 16先から | " |
| 泉本町 1丁目線 14号 | 泉本町 1丁目 | | 149番 | 9先まで | " |
| 三馬 18号 | 泉本町 2丁目 | | 61番 | 2先から | " |
| 泉本町 2丁目線 7号 | 泉本町 2丁目 | | 44番 | 2先まで | " |
| 三馬 18号 | 泉本町 2丁目 | | 28番 | 5先から | " |
| 泉本町 2丁目線 8号 | 泉本町 2丁目 | | 10番 | 2先まで | " |
| 小坂 35号 | 法光寺町 | | 63番 | 6先から | " |
| 法光寺町線 18号 | 法光寺町 | | 63番 | 2先まで | " |
| 犀川 5号 | 辰巳町 | 口 | 62番 | 2先から | " |
| 辰巳町線 10号 | 辰巳町 | 口 | 35番 | 6先まで | " |
| 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 52街区 | 1番 | 先から | " |
| 田上町線 9号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 46街区 | 7番 | 先まで | " |
| 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 53街区 | 5番 | 先から | " |
| 田上町線 37号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 53街区 | 4番 | 先まで | " |
| 浅川 18号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 47街区 | 11-1番 | 先から | " |
| 田上町線 38号 | 田上第五土地区画整理事業地内 | 47街区 | 9番 | 先まで | " |
| 浅川 57号 | 田島町 | へ | 39番 | 1先から | " |
| 田島町線 | 田島町 | イ | 97番 | 先まで | " |

●金沢市告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定により、専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
広岡1丁目線19号
- 2 指定する期日
平成21年4月1日

●金沢市告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、専ら歩行者の一般交通の用に供する道路を次のとおり指定します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 指定する道路の路線名
武蔵町地下道線
- 2 指定する期日
平成21年4月1日

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間
平成21年4月1日から同年5月7日まで
 - (2) 場所
金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市産業局農林部農業総務課
- 2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期限
 - (1) 申出先
金沢市産業局農林部農業総務課
 - (2) 申出方法
書面により持参又は郵送（郵送による場合は、申出期限までに必着のこと。）
 - (3) 申出期限
平成21年5月22日
- 3 意見書の提出先、提出方法及び提出期限
 - (1) 提出先
金沢市産業局農林部農業総務課
 - (2) 提出方法
持参又は郵送（郵送による場合は、提出期限までに必着のこと。）
 - (3) 提出期限
平成21年5月7日

金沢市定額給付金の給付及び子育て応援特別手当の支給に関する要綱（平成21年告示第40号）第8条第1項に規定する定額給付金の給付等の申請に係る受付を開始する日は、平成21年4月20日とします。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年

政令第197号) 第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類
急性灰白髄炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を行う期日及び場所

| 予防接種を行う期日 | 予防接種を行う主たる場所 | |
|---------------|---------------|----------------|
| | 名 称 | 所 在 地 |
| 平成21年5月1日(金) | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| | 上若松町会館 | 金沢市上若松町59番地1 |
| 平成21年5月8日(金) | 石川県立武道館 | 金沢市小坂町西8番地3 |
| 平成21年5月11日(月) | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |
| 平成21年5月14日(木) | 金沢市元町福祉健康センター | 金沢市元町1丁目12番12号 |
| 平成21年5月18日(月) | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| | 金沢市額公民館 | 金沢市額谷3丁目1番地1 |
| 平成21年5月20日(水) | 栗崎文化センター | 金沢市栗崎町1丁目3番地 |
| | 金沢市西南部公民館 | 金沢市西金沢3丁目684番地 |
| 平成21年5月22日(金) | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |
| | 金沢市森本公民館 | 金沢市南森本町チ103番地1 |
| 平成21年5月25日(月) | 金沢市教育プラザ富樫 | 金沢市富樫3丁目10番1号 |
| 平成21年6月1日(月) | 金沢市泉野福祉健康センター | 金沢市泉野町6丁目15番5号 |
| | 金沢市安原公民館 | 金沢市福増町22街区1番地 |
| 平成21年6月5日(金) | 金沢市駅西福祉健康センター | 金沢市西念3丁目4番25号 |

- 4 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 登録番号 | 名 称 | 所 在 地 | 変更登録年月日 |
|------|-----------|--------------|------------|
| 8 | ニッコー 株式会社 | 白山市相木町383番地 | 平成21年3月12日 |
| 63 | 株式会社 トスマク | 小松市安宅新町ナ37番地 | 平成21年3月16日 |

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 土地区画整理事業の名称
森本丘陵工業用地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称

金沢市土地開発公社（森本丘陵工業用地土地区画整理事業施行者代表）

3 事業施行期間

平成4年3月27日から平成21年3月31日まで

4 施行地区

(1) 施行地区

金沢市河原市町ぬ、下涌波町ツ、薬師町カ及び正部町イの全部並びに福久町式号及びレ、下涌波町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ト、チ、ソ、子、丑、寅、雨窪、毛達、外輪、横嶺、新屋舗及び大坂、河原市町ヌ、月浦町リ、ヲ、ワ、ヨ、夕及び元坂井村福久四号、薬師町壱号、弐号、参号、七号、へ、ト、リ、ヨ、夕、イ及びい、宮野町壱号及びル並びに正部町ロ、ハ、ニ、ホ、ツ及びヨの各一部

(2) 工区

(第1工区)

金沢市河原市町ぬの全部並びに福久町式号及びレ、下涌波町イ、ロ、ハ、ニ、ホ、丑、寅、横嶺、新屋舗及び大坂、河原市町ヌ、月浦町リ、ヲ、ワ、ヨ、夕及び元坂井村福久四号並びに薬師町壱号、イ及びいの各一部

(第2工区)

金沢市下涌波町ツ及び薬師町カの一部並びに下涌波町ソ、ハ、ホ、ト、チ、子、丑、寅、雨窪、毛達、外輪及び大坂並びに薬師町壱号、弐号、参号、へ、ト、ヨ及び夕の各一部

(第3工区)

金沢市正部町イの全部並びに宮野町壱号及びル、正部町ロ、ハ、ニ、ホ、ツ及びヨ並びに薬師町参号、七号、ト及びリの各一部

5 施行認可の年月日

平成4年3月24日

6 終了認可の年月日

平成21年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

1 土地区画整理事業の名称

金沢市蚊爪周辺地区工業団地土地区画整理事業

2 施行者の名称

金沢市

3 事業施行期間

平成15年1月21日から平成21年3月31日まで

4 施行地区

(1) 施行地区

金沢市蚊爪町は、北間町ト、須崎町イ及びロ並びに湊2丁目の各一部

(2) 工区

(第1工区)

金沢市蚊爪町は、北間町ト、須崎町ロ及び湊2丁目の各一部

(第2工区)

金沢市蚊爪町は、北間町ト、須崎町イ及びロ並びに湊2丁目の各一部

5 施行認可の年月日

平成15年1月15日

6 終了認可の年月日

平成21年3月25日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、土地区画整理事業の終了を認可したので、

同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

- 1 土地区画整理事業の名称
金沢市いなほ工業団地土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
金沢市
- 3 事業施行期間
平成16年3月1日から平成22年3月31日まで
- 4 施行地区
 - (1) 施行地区
金沢市福増町上、南、口及び八並びに中屋町南及び西の各一部
 - (2) 工区
 - (第1工区)
金沢市福増町上、口及び八並びに中屋町南及び西の各一部
 - (第2工区)
金沢市福増町上、南及び口並びに中屋町南の各一部
- 5 施行認可の年月日
平成16年2月23日
- 6 終了認可の年月日
平成21年3月25日

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公共施設の種類の種類、位置及び区域 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---|------------------------------|---|
| 金沢市西泉4丁目124番1から124番4まで | 道路 金沢市西泉4丁目124番4 | 金沢市間明町2丁目194番地 有限会社 東山地所 代表取締役 荒矢 勇三 |
| 金沢市窪2丁目173番1、173番3、178番及び187番1から187番3まで並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 | 道路 金沢市窪2丁目173番3、187番2及び187番3 | 金沢市窪4丁目66 長山 正幸 |
| 金沢市横川5丁目128番1から128番5まで | 道路 金沢市横川5丁目128番5 | 金沢市駅西新町3丁目1番35号 中村住宅開発 株式会社 代表取締役 中村 久雄 |
| 金沢市横川5丁目131番1及び131番3から131番5まで | 道路 金沢市横川5丁目131番5 | 金沢市西泉1丁目66番地1 ニューハウス工業 株式会社 代表取締役 村上 紀夫 |
| 金沢市諸江町下丁235番1及び235番3から235番11まで | 道路 金沢市諸江町下丁235番4 | 金沢市新保本3丁目132番地4 株式会社 双商 代表取締役 杉浦 都 |
| 金沢市富樫2丁目324番1から324番11まで | 道路 金沢市富樫2丁目324番11 | 金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 金沢ホームビルド 代表取締役 渡邊 隆三 |

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めた

ので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市長 山 出 保

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第2号

平成15年教育委員会告示第3号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正する。

平成21年4月1日

金沢市教育委員会委員長 小 杉 善 嗣

第1項第1号ア中「西内惣構堀を」を「西内惣構を」に、「芸者が住み、出会宿が立地して」を「芸妓衆が住んで」に、「西内惣構堀東側」を「西内惣構西側」に、「旧主計町」を「主計町」に、「石置板ぶき屋根」を「石置板葺屋根」に、「かわらぶき」を「瓦葺」に改め、同号イ中「障子張り」を「障子張」に、「切妻造平入り」を「切妻造平入」に、「石置板ぶき屋根」を「石置板葺屋根」に、「棧かわらぶき」を「棧瓦葺」に、「金属板ぶき」を「金属板葺」に、「かわらぶきに」を「瓦葺に」に、「設けたと見られるもの」を「設けたもの」に、「板ぶきの」を「板葺の」に、「弁柄塗り」を「弁柄塗」に、「腰付きガラス戸」を「腰付ガラス戸」に、「近年」を「平成4年以降」に、「白御影石貼り」を「白御影石貼」に改め、同号ウ中「旧主計町（現在の尾張町2丁目の一部）」を「現在の主計町」に改め、「この範囲」を削り、「石置板ぶき屋根」を「石置板葺屋根」に改める。

第3項第1号中「及び修景」及び「、及び修理し」を削り、「応じて適切な修景を実施する。」の次に「特に、かつて主計町が茶屋町として最も繁栄した時期に料理屋や演舞場が建築されていた市所有地の「緑水苑」については、茶屋町としての特性を表す重要な場所である。現在は、苑内の西内惣構を含め公園として整備されているが、将来的には西内惣構を復元し、苑内の適切な修景を実施するとともに、防災拠点として位置づけ、整備に努める。」を加え、同項第2号ウに次のように加える。

特に東西の内惣構については、発掘調査等に基づいた復元に努める。

第5項第2号に次のように加える。

また、「緑水苑」を地区の防災拠点として位置づけ、緊急時の避難場所として機能させるとともに、防火水槽や消火栓のポンプ室等の消防設備の設置場所とする。

別表第1建築物の表34の項中「尾張町2丁目16番39号」を「主計町3番1号」に改める。

別表第3環境物件の表3の項中「主計町1番」を「主計町」に改め、同表4の項中「尾張町2丁目」を「主計町」に改め、同表5の項中「主計町1番」を「主計町」に改める。

別表第5第1項の表中「3階建平入り」を「3階建平入」に、「黒かわらぶき」を「黒瓦葺」に、「黒系金属板ぶき」を「黒系金属板葺」に、「銅板ぶき」を「銅板葺」に、「金属板ぶき及び」を「金属板葺及び」に、「黒かわら（一文字軒先かわら）ぶき」を「黒瓦（一文字軒先瓦）葺」に、「金属板一文字ぶき」を「金属板一文字葺」に、「押縁下見板張り」を「押縁下見板張」に、「引込み格子戸」を「引込格子戸」に、「腰縦羽目板張り」を「腰縦羽目板張」に、「腰下見板張り」を「腰下見板張」に、「板張りに」を「板張に」に、「腰高ガラス掃き出し窓」を「腰高ガラス掃出窓」に、「欄間付縦張り板戸」を「欄間付縦張板戸」に、「弁柄塗り」を「弁柄塗」に、「生地仕上げ」を「生地仕上」に、「古色仕上げ」を「古色仕上」に改め、同表第2項の表中「木造真壁造り」を「木造真壁造」に、「黒かわらぶき」を「黒瓦葺」に、「銅板ぶき」を「銅板葺」に、「板ぶきと」を「板葺と」に、「弁柄塗り」を「弁柄塗」に、「古色仕上げ」を「古色仕上」に、「生地仕上げ」を「生地仕上」に、「縦羽目板張り」を「縦羽目板張」に、「杉皮張り」を「杉皮張」に、「生け垣」を「生垣」に改める。

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規

定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成21年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成21年4月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
 - (1) 高柳町、田上本町土地区画整理事業地及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部
 - (2) 野田土地区画整理事業地の一部
 - (3) 岩出町、福久町、八田町及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部
 - (4) 稚日野町及び北塚町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
 - (1) 2の(1)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市浅野本町ホ131番地
名称 城北水質管理センター
 - (2) 2の(2)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市東力町八272番地
名称 西部水質管理センター
 - (3) 2の(3)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市湊3丁目5番地8
名称 臨海水質管理センター
 - (4) 2の(4)の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 金沢市下安原町東1301番地
名称 犀川左岸浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例（昭和29年条例第28号）第7条の2の規定により、平成21年4月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程（平成9年公営企業管理規程第12号）第9条の規定により公告します。

平成21年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|---------|--------------|
| 510 | K M設備 | 金沢市窪4丁目203番地 |

金沢市下水道排水設備工事事業者の指定等に関する規程（平成13年公営企業管理規程第3号）第5条第1項の規定により、平成21年4月1日に次の者を下水道排水設備工事事業者として指定したので、同規程第11条の規定により公告します。

平成21年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

| 指定番号 | 商号又は法人名 | 所在地 |
|------|---------|----------------|
| 530 | 川田設備 | 金沢市石引1丁目11番11号 |
| 531 | K M設備 | 金沢市窪4丁目203番地 |

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和47年条例第44号）第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

平成21年4月1日

金沢市公営企業管理者 古 田 秀 一

第3負担区

野田土地区画整理事業地の一部

第5負担区

田上第5土地区画整理事業地、田上本町土地区画整理事業地及び木曳野土地区画整理事業地の各一部

第6負担区

木曳野土地区画整理事業地の一部

第7負担区

稚日野町、専光寺町、袋畠町、磯部町、松寺町、田中町、宮保町、高柳町、三池新町、南森本町、北森本町、神谷内町、観法寺町、梅田町及び戸板第2土地区画整理事業地の各一部

平成21年(2009年)4月1日 印刷
平成21年(2009年)4月1日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄